

正 誤

埼玉県規則第十六号（令和四年三月二十五日第二百九十七号）中訂正

ページ 行

五 前から三

誤

福祉資金償還金の口座振替の方法による納付に

月 日

銀行 本（支） 印
信用金庫
農 協

正

福祉資金償還金の口座振替の方法による納付に

月 日

銀行 本（支） 印
信用金庫
農 協